

2023年7月3日

東京都港区港南一丁目2番70号
テクマトリックス株式会社
代表取締役 由利 孝

東京都港区港南一丁目2番70号
アレクシアフィンテック株式会社
代表取締役 山崎 裕

吸収分割にかかる事後開示事項

テクマトリックス株式会社（以下「テクマトリックス」という。）及びアレクシアフィンテック株式会社（以下「アレクシアフィンテック」という。）は、2023年5月25日付で、テクマトリックスを吸収分割会社、アレクシアフィンテックを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、当該契約に基づきテクマトリックスが営むビジネスソリューション事業部の金融システム関連事業をアレクシアフィンテックに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を実施いたしました。

本吸収分割について、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき、次のとおり開示いたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年7月1日

2. 吸収分割会社における事項

(1) 吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 株式買取請求にかかる手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定による簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求にかかる手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権を発行していないた

め、新株予約権買取請求にかかる手続は行っておりません。

(4) 債権者異議にかかる手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 5 月 26 日付で官報公告を行い、また、同月 27 日付で電子公告を行いましたが、本吸収分割について、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求にかかる手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2023 年 5 月 25 日付で通知を行いましたが、同条第 1 項の規定に基づき吸収分割会社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 債権者異議にかかる手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 5 月 26 日付で官報公告を行い、また、同月 27 日付で電子公告を行いましたが、本吸収分割について、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日（2023 年 7 月 1 日）をもって、本吸収分割にかかる吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社から、吸収分割会社のビジネスソリューション事業部の金融システム関連事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2023 年 7 月 13 日に申請予定

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上